

馬門山墓地等樹木植栽管理業務委託特記仕様書

1 目的

馬門山墓地、平作旧陸軍墓地、浦郷官修墳墓内の樹木植栽等を良好な状態に維持できるように、樹木等の剪定や除草、清掃などを行い、適正に管理することを目的とする。

2 施工場所

- (1) 馬門山墓地（横須賀市根岸町1丁目27番地）
- (2) 平作旧陸軍墓地（横須賀市平作7丁目3120番地、市営平作プールの上）
- (3) 浦郷官修墳墓（横須賀市浦郷町5丁目3903番地3、市営浦郷改良アパート付近）

3 履行期間

契約日から平成31年3月31日

4 一般事項

- (1) 受託者は本仕様書に基づき、監督員の指示に従って、業務内容を速やかに履行すること。特に、市民要望等で緊急を要する業務内容は原則として、監督員からの指示後、早急に作業に着手すること。
- (2) 業務実施に当たっては、年間植物管理業務であることを理解し、業務の適正な履行に最大限努めること。また、事前に作業月ごとの工程表を提出し、監督員の承諾を得ること。
- (3) 樹木植栽管理業務の目的及びその管理業務が及ぼす影響の大きさを十分認識し、特に生き物としての植物に対する細心の注意と愛情を持って業務に取り組むこと。
- (4) 業務作業時には、墓地利用者や通行者、近隣住民等に迷惑のかからないよう、安全に十分注意し、怪我・損傷等を生じた場合には受託者の責任において処置すると共に直ちに監督員に報告すること。
なお、墓石・通路などにも配慮し、その機能及び利用等に支障をきたす恐れのないよう、十分注意して万全の策を講ずること。
- (5) 受託者は業務完了後、速やかに完了届及び業務写真・報告書等を監督員に提出すること。
- (6) 廃棄物等の処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に準じた処理を行うこと。
- (7) 本業務には、業務に必要な作業区域内における発生物の収集、片付け、小運搬等が含まれている。
- (8) 受託者は墓地の美化に努めること。

- (9) 業務関係者に業務上の負傷その他事故が発生した場合、その事由のいかんを問わず委託者はその責を負わない。
- (10) 受託者は、業務従事中に、通路等の滅失破損その他委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、受託者の責に帰することのできない事由のときはこの限りでない。この場合、ただちに受託者は、委託者にその旨を報告しなければならない。
- (11) 樹木植栽管理時に用いる機械器具及び消耗品等は、すべて受託者の負担とする。
- (12) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合及び定めのない事項が生じた場合には、別途協議するものとする。

5 業務内容

仕様書参照

6 業務仕様

- (1) 笹・竹伐採は地際で、また、ワイヤーがある時はワイヤー際で行うものとし、切り口は危険が無いように適切な処理をすること。
- (2) 植栽の刈込み作業に当たっては、鋭利な切断面が生じないように切戻しなどの適切な作業を行うこと。
- (3) 草刈りや刈り込みで発生した雑草や枝等は細かく裁断して、その日のうちに処理場に運び込むこと。やむなく処理できない場合には、墓地利用者の妨げとならない場所に一時仮置きし、その際、草などが飛散しないようシート等で覆っておくこと。
- (4) 清掃の際は墓地内のごみ置き場も併せて清掃すること。
- (5) 草刈りは、施工面積が広い箇所では肩掛け式草刈り機を使用することを可とし、機械草刈りができない場合には、人力草刈りとする。
- (6) 平地での作業は、繁茂している雑草を地際より、また、ワイヤーがある時はワイヤー際より丁寧に刈り取ること。法面での作業は、表土の崩落を防ぐため、地際より多少残して刈り取ること。なお、周辺の樹木等を傷つけないよう十分注意すること。
- (7) 海軍墓地上段の芝刈りについては、機械刈りとし、踏圧による芝生損失を減らすため、刈込高には注意すること。
- (8) 人力草取りについては、雑草の繁茂状況が中密生の場合を基準とし、芝生地内に発生した雑草を根まで抜き取る作業であるが、芝に損傷を与えないように注意すること。
- (9) 急傾斜地での作業は、十分に安全に配慮し、急傾斜地下の住宅等に迷惑とならないよう、場合によってはお知らせの配布などを行うこと。
- (10) 作業終了後は、作業区域内の清掃を行い、発生材等ごみがないようにすること。

7 その他

- (1) 受託者は、本委託を一括して他人に請け負わせてはならない。
- (2) 本仕様書に明示なき事項であっても、業務遂行上必要な事項及び受託者の瑕疵事項については、受託者の負担により処理すること。